

00333

毎週火、金曜日発行（但休日に当りては翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇告示 農業協同組合振興対策費補助金交付規程の一部改正
- 木炭加工施設設置事業補助金交付要綱
- 土地改良区の設立認可
- 旅行あつ旋業の登録まつ消
- 建設業者の登録
- 建設業者の登録まつ消
- 建設業者の変更登録
- 道路及び水路の公用廃止
- ひな白痢検査の実施
- ◇公告 昭和三十六年度調理師特別講習会の実施
- ◇正誤 昭和三十六年七月二十八日付け鳥取県告示第四百二十二号中訂正

## 告示

鳥取県告示第四百七十八号  
農業協同組合振興対策費補助金交付規程（昭和三十二

年三月鳥取県告示第百六号）の一部を次のように改正する。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

第二条第三号及び第四号を削る。

第三条中「、農業協同組合にあつては様式第三号」を削る。

第四条中「九月三十日現在」を「十月三十一日現在」に、「十月二十日まで」を「十一月二十日まで」に改める。

第五条中「、農業協同組合にあつては様式第八号」を削る。

様式第一号の事業計画書の2の(2)を削り、(3)所要経費一覧表の区分欄中「駐在指導費」を削り、同表を(2)とす

削る。

様式第一号の収支予算書の区分欄中「駐在指導費」を削る。  
様式第三号を次のように改める。  
様式第三号 削除

様式第四号中2を削る。  
様式第六号の事業成績書の2中(2)を削り、同様式の収支精算書の区分欄中「駐在指導費」を削る。  
様式第八号を削る。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第四百七十九号

鳥取県木炭加工施設設置事業補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

木炭加工施設設置事業補助金交付要綱

(趣旨)

第一条 県は、木炭の切炭化の促進を図ることを目的として、次の各号に掲げる組合が行なう木炭加工施設設置事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を

交付するものとし、その交付に關しては鳥取県補助金等交付規則(昭和三十三年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

一 農業協同組合

二 森林組合

三 自ら木炭を生産する者の構成する組合で知事が認定したもの

(定義)

第二条 この要綱において「木炭加工施設の設置事業」とは、前条各号に掲げる組合のうち木炭生産量が年間二〇〇屯以上ある地区の組合が、三年以上の使用に耐える動力機械による切炭機で木炭生産者が共同利用できる施設を設置する事業をいう。

(補助金の額)

第三条 この要綱による補助金の額は、木炭加工施設の設置事業に要する経費の三分の二以内の額とする。(補助金の交付の申請)

第四条 この要綱による補助金の交付の申請をしようとする組合は、規則第五条第一号及び第二号に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一 木炭加工施設の設置位置図

二 今後三年の組合員の生産計画量と切炭加工予定数量

三 切炭機械及び附属品の製作者(製造会社)、型式、価格、見積書

四 その他参考となる書類

2 申請書の提出時期は、毎年四月一日から九月三十日までとする。

(申請事項の変更)

第五条 規則第十一条の申請は、第一号様式による申請書でしなければならない。

(施設の管理責任)

第六条 組合は、木炭加工施設の設置事業により設置した施設を、善良な管理者の注意をもつて管理しなければ

ならない。

(書類の經由機関)

第七条 規則及びこの要綱に基づく提出書類は、所轄地方農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金から適用する。

第一号様式

申 請 書

年 月 日

鳥取県知事 殿

組合の所在地

組合の名称

代表者氏名

昭和 年 月 日付鳥取県受第 号で補助金

交付決定(交付内示)の通知があつた、この事業の実施

について、下記理由により、事業の内容(申請事項)を

別紙のように変更したいので承認されたく、鳥取県補助

金等交付規則第11条の規定によつて申請します。

綴紙の用紙

- 1 事業変更計画書
- 2 更正文支予算及び見積書
- 3 第5条各号に掲げる書類

鳥取県告示第四百八十号

昭和三十六年六月十五日付けで鳥取市覚寺西村万寿雄ほか十四人の者から申請のあつた鳥取市覚寺土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めため、土地改良法（昭和二十四年第九十五号）第八条第四項の規定により、次のように縦覧に供する。

昭和三十六年八月二十五日

登録番号 登録年月日  
邦人第六号 昭和三十六年  
二月十日

まつ消年月日  
昭和三十六年  
八月二十五日

名称及び商号  
有限会社  
山陰観光センター

営業所の所在地  
鳥取市二階町  
二丁目五四番地  
新井野 平吉

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
- (一) 土地改良事業計画書の写
- (二) 定款の写
- 二 縦覧に供する期間
- 昭和三十五年八月二十五日から二十日間とする。
- 三 縦覧に供する場所
- 鳥取市役所

鳥取県告示第四百八十一号

旅行あつ旋業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第二十条の規定により、次のとおり旅行あつ旋業の登録をまつ消した。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百八十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第六条の規定による登録の申請に基づき、同法第八条第一項の規定により、次のとおり建設業者登録簿に登録した。

昭和三十六年八月二十五日

登録番号	登録年月日	名 称	主たる営業所所在地	申請者氏名、摘要
(ハ)第五七六号	昭三六、七、二四	酒本水道工業所	八頭郡智頭町智頭七四六の二	酒本 仲治 管工事
〳 第二七一号	〳 七、二八	(有) 高野組	東伯郡赤崎町赤崎一、九二〇ノ三	高力 貞美 建設工事
〳 第四六八号	〳 七、三一	原井工務店	〳 東伯町徳万四八一	原井 敏夫 〳
〳 第二二五号	〳 八、六	岩見組	〳 逢東一五四	岩見 進 〳
〳 第五六六号	〳 六、一六	(有) 平和建設	気高郡青谷町青谷四、三九五	田中 国秋 管工事

鳥取県告示第四百八十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗



公 告

調理師法（昭和三十三年法律第四百七号）附則第三項の規定に基づき、次の要領により調理師特例講習会を実施する。

昭和三十六年八月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 受講資格

調理師法附則第二項の規定により調理師の免許を受けた者とみなされるもの。

二 受講手続

1 提出書類及び提出先

受講願書に次に掲げる書類を添えて居住地を管轄する保健所に提出すること。

(イ) 履歴書

(ロ) 調理士免許証の写

(ハ) 写真（名刺型で正面、脱帽、上半身、最近六月以内に撮影したもの）

2 受講願書の提出期限

鳥取保健所管内	昭和三十六年九月四日
那家保健所管内	昭和三十六年九月十日
浜村保健所管内	昭和三十六年九月二日
倉吉保健所管内	昭和三十六年九月八日
米子保健所管内	昭和三十六年八月三十日
根雨保健所管内	昭和三十六年九月十日

三 講習科目及び時間数

1 衛生法規	二時間
2 公衆衛生学	六時間
3 栄養学	三時間
4 食品学	三時間
5 食品衛生学	六時間
6 調理理論	二時間

四 講習実施期日及び会場

区 域	期 日	会 場
鳥取保健所	九月十一日から 九月十四日まで	鳥取市東品治町 鳥取信用金庫会議室
	九月十八日から 九月二十一日まで	

那家保健所 九月十八日から  
九月二十一日まで 那家保健所

浜村保健所 九月五日から  
九月八日まで 気高郡鹿野町  
鹿野町公民館

倉吉保健所 九月二十日から  
九月二十五日まで 倉吉市上井 鳥取県  
中央農業協同組合連  
合会

九月二十六日から  
九月二十九日まで  
（但し、九月二十三日及び二十四日は休講）

米子保健所 九月五日から  
九月八日まで 米子市西町  
鳥取大学医学部臨床  
講堂

根雨保健所 九月十九日から  
九月二十二日まで 日野郡日野町  
根雨根雨公会堂

五 受講料 二七五円（受講願書に鳥取県収入証紙を  
はりつけること。）

六 修了証書 講習会の全程課を修了した者に修了証  
書を交付する。

七 テキスト 受講者には、テキストを無料配付する。

正 誤

昭和三十六年七月二十八付け鳥取県告示第四百二十二号中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

頁 行	誤	正
5 終りから5	海共第四号	海区第四号
	海共第六号	海区第六号